

(税経 26) (地 152) (健 II 169)

令和 3 年 6 月 23 日

都道府県医師会

担当理事殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 松本 吉郎

(公印省略)

「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関  
緊急支援事業補助金」の交付申請書の提出期限の延長等について

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業については、令和 3 年 4 月 6 日付文書（日医発第 13 号、税経 3 号）、4 月 13 日付文書（税経 10 号）、5 月 11 日付文書（税経 16 号）、5 月 18 日付文書（税経 18 号）、5 月 25 日付文書（税経 19 号）でお知らせしているところです。

今般、厚生労働省健康局結核感染症課より、事務連絡「『令和 3 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の実施について』の改正について」が発出されました。

今般の事務連絡は、交付申請書の提出期限について令和 3 年 7 月 11 日（必着）に再延長される旨等を示したものです。また、補助の対象経費について、対象期間が延長され、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までにかかる所定の経費が認められます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに貴会管下の関係医療機関等への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

・ 交付申請書の提出期限

当初	令和 3 年 5 月 5 日（必着）
	↓
延長	令和 3 年 5 月 11 日（必着）
再延長	令和 3 年 5 月 31 日（必着）
再延長	令和 3 年 6 月 13 日（必着）
再延長	令和 3 年 6 月 20 日（必着）
	↓
再延長	令和 3 年 <u>7 月 11 日</u> （必着）

・ 補助対象経費の対象期間

当初	令和 3 年 4 月 1 日～5 月 31 日
	↓
延長	令和 3 年 4 月 1 日～6 月 30 日
	↓
再延長	令和 3 年 4 月 1 日～ <u>7 月 31 日</u>

【添付資料】

- ・「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の実施について」の改正について（令和 3 年 6 月 21 日 事務連絡 厚生労働省健康局結核感染症課）
- ・ 本補助金の概要資料
- ・ 医療機関へのご案内
- ・ Q&A
- ・ 交付申請書（様式、記載要領）
- ・ 実績報告書（様式、記載要領）

※本補助金に関する資料は、交付申請書（エクセルファイル）とともに厚生労働省の下記サイトに掲載されていますのでご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index\\_00015.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00015.html)

○厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933（平日 9:30～18:00）